号外 第46号 平成 14 年 12 月 25 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

〇熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……(人 課) 1 ○熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 技能労務職給料表の改定等 (第3条及び第5条関係) D 国家公務員の給料月額の改定に準じ、別表第1の給料月額を改定すること
 - 給料月額の改定に伴い、別表第4の調整基本額を改定することとした。
- 特例一時金(附則第3項関係) 特例一時金を廃止することとした。
- (3)附則
 - 施行日
 - 平成15年1月1日から施行することとした。
 - 給料の切替え等 この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本
 - 県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の適用 を受ける職員の例によることとした。
- ◇熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - (1) 期末手当及び勤勉手当の手当基礎額に係る加算割合が100分の5の職員として、別表の第3号に再任用職員を加えることとした。
 - (2) 施行日

平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第87号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和 32 年熊本県規則第 38 号)の一部を次の ように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	号 給	給	料	月	額	号	給	給	料	月	額
再職外員用以職用以職		円						円			
	1		1	28, 7	00	2	6		2	87, 8	300
	2	132,500			27			293, 300			
	3	136,700			28			298, 700			
	4	141,400			29			304,000			
	5		1	46, 2	00	3	0		3	09,0	00
	6		1	52, 2	00	3	1		3	13, 7	'00
	7		1	58, 3	00	3	2		3	29, 1	00
	8		1	65,8	00	3	3		3	36, 7	00
	9		1	72,6	00	3	4		3	43, 8	00
	10		1	78,6	00	3	5		3	50,9	00
	11		1	84,6	00	3	6		3	57, 1	00
	12		1	90,5	00	3	7		3	63, 2	00
	13		1	96,5	00	3	8		3	69, 2	00
	14		2	02,5	00	3	9		3	74,9	00
	15		2	08,7	00	4	0		3	80, 2	00
	16		2	15, 1	00	4	1		3	85, 2	00
	17		2	28,8	00	4	2		3	89, 7	00
	18		2	35,8	00	4	3		3	94, 2	00
	19		2	42, 7	00	4	4		3	98, 4	.00
	20		2	49,9	00	4	5		4	01,7	00
	21		2	56,7	00	4	6		4	07,6	00
	22		2	63,6	00	4	7		4	11,1	00
	23		2	70, 3	00	4	8		4	14,5	00
	24		2	76, 5	00	4	9		4	17, 9	00
	25		2	82,3	00	5	0		4	21,4	00
再任用職員						231,	000				

別表第4を次のように改める。

別表第4(第5条関係)

調 整基本額 表

職員の区分	号			給	調整基本額					
再職外員用以職				1	5,791 円					
		2	~	7	5, 900					
				8	7, 461					
		9	~	10	7, 500					
		11	~	13	8, 100					
		14	~	16	8,700					
		17	~	31	9, 300					
		32	~	50	10, 300					
再任用 職 員	8, 700									

備考 この表中「2~7」等とあるのは、「2号給から7号給 までの号給」等を示す。

- 1
- この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。 この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の適用を受ける職員の例によ

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 子 義

熊本県規則第88号

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成2年熊本県規則第54 号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(給与規則第4条第8項に規定する再任用職員を除く。)」を削る。 別表の第1号中「に在職する職員」の次に「(給与規則第4条第8項に規定する再任用 職員(第3号において「再任用職員」という。)を除く。次号において同じ。)」を加え、 同表の第2号中「前号」を「熊本県職員等の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職 員」に改め、同表の第3号中「を除く。)」の次に「及び再任用職員」を加える。

この規則は、平成15年4月1日から施行する。